

平成 28 年 3 月 7 日の読売テレビ「ミヤネ屋」の報道に関して

1. 中島海岸に関する報道の内容

- (1) 海岸線沿いに堤防を作る意味が不明である。
- (2) 堤防は過剰防護である。
- (3) 説明会では計画を一つ提示しただけで図面だけの説明であった。
- (4) 堤防により干潟が無くなる。
- (5) 堤防の高さを安全側で見積もり、高さを決定している。
- (6) 小さい川なのに高い堤防が必要な理由がわからない。
- (7) 堤防の整備によりサケが上らなくなる。

2. 事実関係について

- (1) 当該海岸は、津波による洗掘により汀線が約 200 m 後退しており、堤防位置の決定については、背後の人家が守れることや堤防より高い地形に取り付けられることを考慮して決定したものです。なお、砂浜については、離岸堤の復旧や河口に溜まった砂を養浜することにより確保することとしています。
- (2) 堤防高さの決定については、L1 津波として設定した明治三陸地震津波や想定宮城県沖地震津波の津波シミュレーションを実施し、各津波の水位を算出したうえで設計津波の水位を決めており、統一された基準で策定しているものであるため、過剰な設定にはなっていません。
- (3) 中島海岸については、平成 24 年度より全体説明会や地区毎の説明会など延べ 10 数回の説明会を行い、住民の合意形成を図ってきました。その中でも平成 26 年 5 月 22 日の全体説明会では、現計画以外にも複数の代替案について説明しており、計画の妥当性を御理解いただいているものと認識しております。なお、説明会では、図面のほか完成イメージパースも提示しています。(河川課 HP に説明会開催状況を載せています。)
- (4) 現在、干潟状態となっているところは、震災前は水田であり民地でした。今回の復旧に当たっては、各種希少種が多数確認されていることから、それらを保全するために新たな湿地を整備することとしており、整備に当たっては検討会を開催し、学識経験者の意見を頂きながら進めているところであり、堤防により干潟が無くなる訳ではありません。(河川課 HP に検討会資料を載せています。)
- (5) 堤防の高さの設定は(2)に記載したとおりであり、安全側を取ってより高く設定するという事実はありません。
- (6) 堤防の高さの設定は、L1 津波が遡上しても溢れないような高さとして設定していますので、河川が小さくても津波は遡上するため、一定規模の堤防が必要になります。
- (7) 報道された沖ノ田川（津谷川と表示されていた）については、漁協に確認したところ震災前からサケが遡上することは確認されていないとのことです。

3. その他

今回の報道内容については、当事務所への取材は一切なく、事前に事実関係をお知らせ出来なかったことは非常に残念です。